議 案 参 考 資 料

［令和４年第３回定例会(９月)］

［担当課(室)係］

財　政　課　財政担当
1:ＤＸ推進室　業務プロセス担当
2:建築指導課　建築審査係

議案名

議案第 50 号　桐生市手数料条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

各種証明書のコンビニ交付導入に伴い、手数料の免除規定について、所要の改正を行おうとするものです。また、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(以下「長期法」という。)の一部改正に伴い、長期優良住宅建築等計画の認定手数料について、所要の改正を行おうとするものです。

概　要

1　コンビニ交付の際の証明書交付手数料

コンビニエンスストア等の多機能端末機を利用し、住民票等の各種証明書を取得する場合は、端末機を利用者自身が操作し、手数料額の入金をもって端末機が稼働するため、利用者全員の方から交付手数料をいただく必要があります。このため、条例第５条で規定する手数料の免除規定に例外規定を加えるものです。

(施行期日：令和５年３月 31 日までの間において規則で定める日)

2　長期優良住宅建築等計画の認定手数料

現行の認定制度は、建築行為を前提とし、建築行為の前にあらかじめ認定を受ける仕組みですが、長期法の改正により、一定の性能を有する既存住宅について、建築行為時でなくても、事後的に認定を受けられる制度が創設されます。このため、当該認定に係る手数料の規定を加えるものです。

(施行期日：令和４年 10 月１日)

背景・経過

1　桐生市では、行政手続における市民の利便性向上や非接触型の生活様式の推進の観点から、各種証明書のコンビニ交付を導入します。

現行の交付手数料免除に係る規定は、窓口での証明書交付を前提に規定されており、人との接触なく証明書を交付するコンビニ交付を行うことは想定されていないため、改正しようとするものです。

2　多世代にわたり良質な住宅が引き継がれる住宅循環システムの普及定着を図り、脱炭素社会の実現に貢献していくため、長期優良住宅の普及促進と住宅の円滑な取引環境の整備が必要とされる中で、既存住宅を安心して購入できる環境を更に整備し、既存住宅の流通市場の活性化につなげることを目的に長期法の改正が行われ、令和４年 10 月１日に施行されます。